古い工場やビルを
お持ちの皆様へ！※

※昭和52年（1977年）3月より以前に建てられた工場やビル指します。

PCB使用製品・PCB廃棄物の確認、あなたは大丈夫ですか？

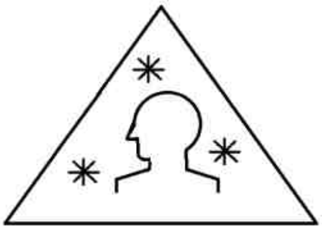

健康被害がでるおそれがあります！

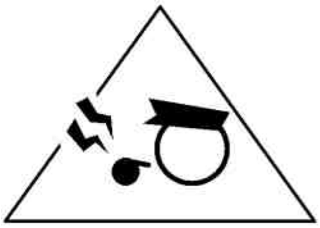

処分しないと**罰則**！

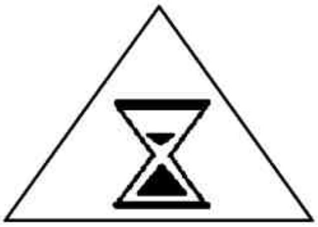

まもなく**処分**できなくなる！

昭和32年1月から昭和47年8月までに製造された、次の器具に使用されています。

蛍光灯器具
（オフィス・教室用等）

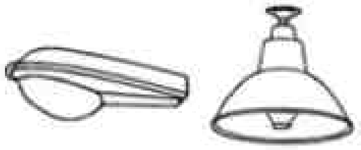

水銀灯器具
（高天井用・道路用）

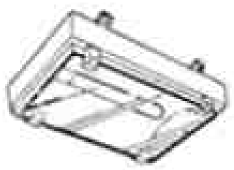

低圧ナトリウム灯器具
（トンネル用）

高濃度PCB廃棄物の四国地域の処分期間

照明器具の安定器及び汚染物等
（小型電機機器の一部を除く）

2021年３月31日まで

◆高濃度PCBを使用した３kg未満のトランスやコンデンサー、ネオントランスも対象です。
◆汚染物等とは、高濃度PCBが付着したものを言います。
◆自家用電気工作物以外の機器にも使用されていることがあります（移動式溶接機など）。

高濃度PCBを使用したトランスやコンデンサーなどの電機機器、試薬の、四国地域の処分期限は終了しました！
まだ処分していない機器を見つけた場合には、ただちに、

環境省・四国事務所に連絡してください！

☎087-811-7240

PCB ポリ塩化ビフェニル って何？

PCは燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、変圧器やコンデンサー、安定器等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。このため、これらの絶縁油にPCBが含まれていたものが廃棄物となったものは、PCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。

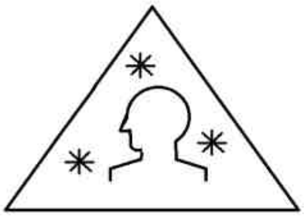

健康被害が出るおそれがあります！

PCBは急毒性はありませんが、脂肪に溶けやすく、慢性的に摂取すると体内に蓄積し、様々な症状を引き起こすおそれがあります。1968年に”カネミ油症”という日本史上に残る食中毒事件がありました。

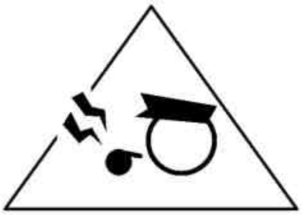

処分しないと罰則！

国際条約と法律で**PCB廃棄物の処分は義務付**けされており、**定められた期限までに処分しないと罰則**があります。また、不法投棄、不法な譲渡、無許可業者への処分等の委託は禁止されています。処分するまで適正に保管してください。

まもなく**処分できなくなる！**

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければならず、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。この期限は、処理施設の立地自治体との約束で設けられており、**期限の延長はできません。**

安定器の種類によりPCBコンデサが使われています。

安定器の種類等は、「銘板」で確認できます。

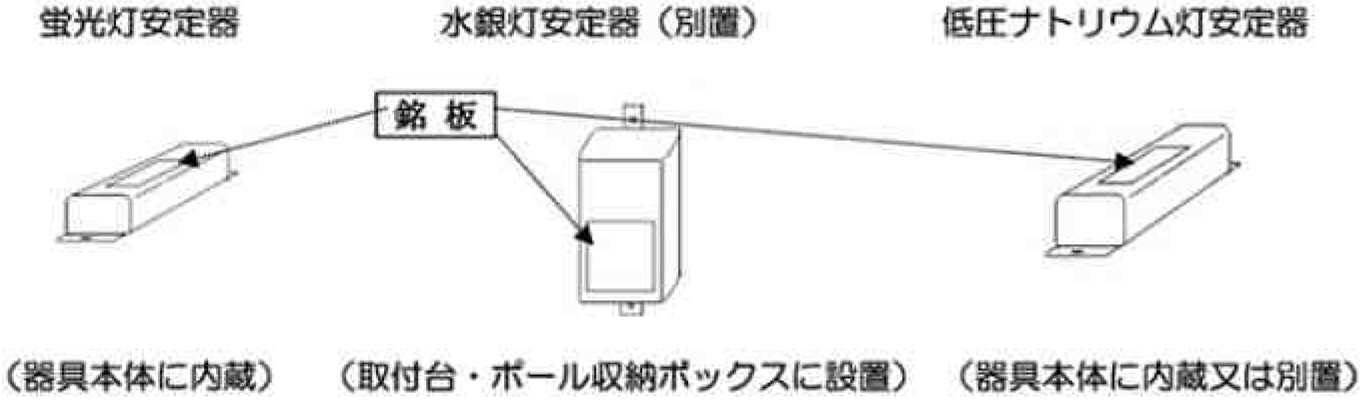

PCB廃棄物の処理については、環境省が開設している「ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト」でご確認ください。
（http://pcb-soukishori.env.go.jp/）
または、環境省・四国事務所か、お近くの県・中核市にお問い合わせください。

ＰＣＢ安定器の見分け方

ステップ１　照明器具のラベルから判断１

「Hf」、「PSE」のマークがあればPCB不使用

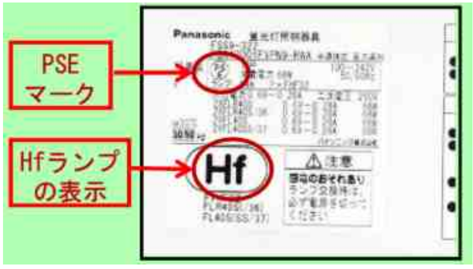

ステップ２　安定器の銘板等から判断

①メーカー名（例：「東芝電材」、「NECライティング」等はPCB不使用）

②安定器本体の色（例：パナソニック製の白、緑はPCB不使用）

③製造時期（昭和32年1月～昭和47年8月がPCB使用）

④銘板の情報

・表示、刻印（「NON PCB」など）

・力率（85%未満はPCB不使用）

・マーク（Hf、PSEマーク、パナソニックの黒字のⓃや星和電機のⓃマークなどは不使用）

・安定器の型式、製造番号、ロット番号等

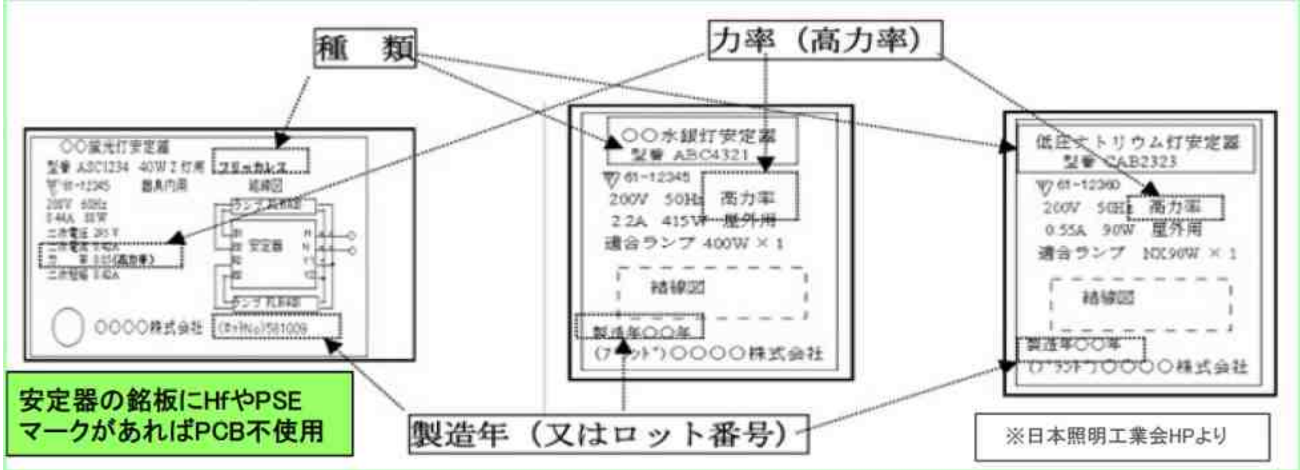

ステップ３　コンデンサの型式等

安定器メーカーまたはコンデサーメーカーの情報

PCB不使用安定器かどうかは、安定器に貼付けられた銘板に記載されているメーカー、型式・種別・性能（力率）、製造年月日等の情報から判別することができますので、詳細は各メーカーに問い合わせするか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照してください。

（https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm）

低濃度PCB使用電気工作物の処分はお済みですか？

処分期限は2027年3月31日まで！

低濃度PCB廃棄物の処分期限は？

高濃度PCBを使用したトランス、コンデサー等の電気工作物の、四国地域の処分期限は、*平成31年（2019年）３月31日*で終了しました。

同様に、使用を終えた低濃度PCB電気工作物等（※1）についても、*令和９年（2027年）３月31日*を処分期限とすることが法令（※2）で定められています。

※1　低濃度PCBが付着した汚染物も含まれます。

※2　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の促進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

低濃度PCB廃棄物とは？

PCB濃度が0.5％（5000ppm）以下のPCB廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等（PCBを使用していないとする電気機器等であって、数ppmから数十ppm程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの）については、低濃度PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。

低濃度PCBかどうかの判別方法

電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスの実施履歴等を確認することでPCB汚染の可能性を確認します。

絶縁油の入替ができないコンデンサーは、平成３年（1991年）以降に製造されたものはPCB汚染の可能性はないとされています。一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスができる電気機器では、平成６年（1994年）以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替が行われていないことが確認できれば、PCB汚染の可能性はないとされています。

ただし、コンデンサーのような封じ切りの機器では使用中のものを絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるのでご注意ください。

低濃度PCB廃棄物の処分方法は？

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県市の長からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可業者により行われます。

無害化処理事業者の連絡先等は、環境省の以下のホームページで紹介されています。

（http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html）